

各自立訓練事業所 管理者 様
各就労移行支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

更生訓練費の廃止について

みだしのことにつきまして、下記のとおり事業を廃止することとなりましたので通知します。
今後の事務取扱いにつき、よろしくご配慮ください。

記

1 内 容

更生訓練費については、令和元年度末をもって事業廃止とします。

ただし、経過措置として、令和元年度末における支給対象者については、標準利用期間の満了まで、更生訓練費の支給を継続します。

【参 考】更生訓練費事業概要

(1) 趣 旨

障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練若しくは同条第13項に規定する就労移行支援（以下「自立訓練等」という。）を利用している者に対して、必要な文房具及び参考書等を購入するための経費等を支給することで、更生訓練を効果的に受けることを目的とする。

(2) 対象者

自立訓練等を利用する者のうち、更生訓練を受けている身体障害者とする。

ただし、生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者に限る。

(3) 支給額

ア 訓練のための経費（月額）

区 分	訓練に従事した日が 15日以上の場合	訓練に従事した日が 15日未満の場合
自立訓練	2,100円	1,050円
就労移行支援	3,150円	1,600円

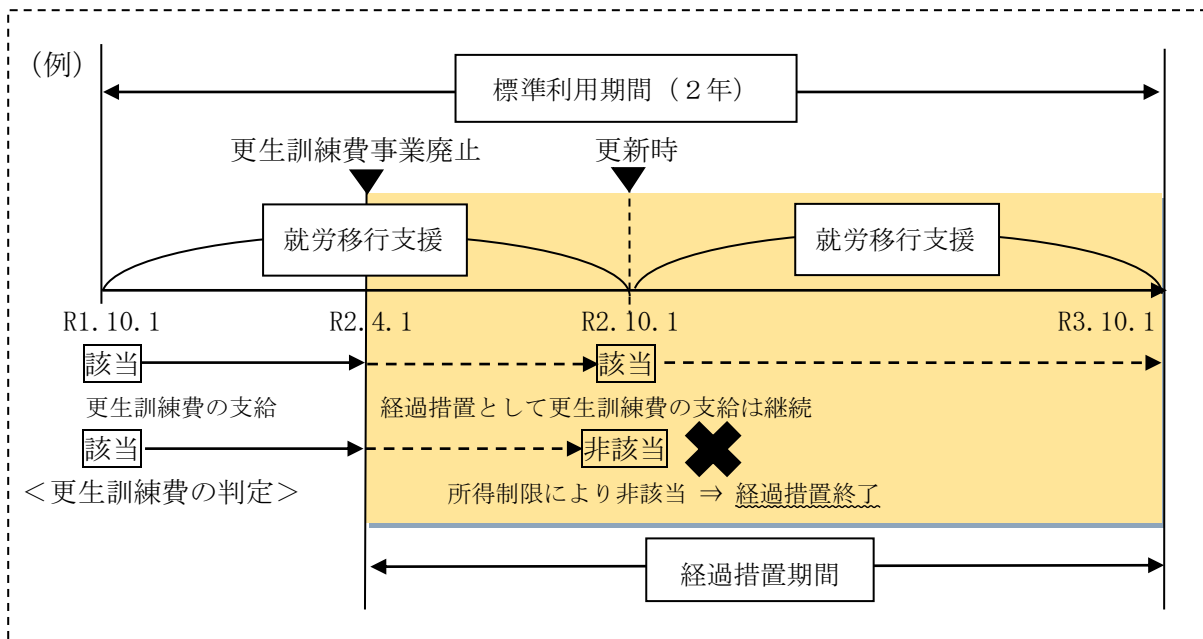
イ 通所のための経費（日額）280円

280円と通所のために要した1日あたりの実支出額を比較して、少ない方の額

2 令和2年3月以降の更生訓練費の判定

(1) 現在、更生訓練費の支給対象となっている方

- ・区役所等において、令和2年4月1日以降の支給期間更新決定を行う際、従前の取扱いのとおり、更生訓練費の判定を行います。
- ・判定の結果、非該当となる場合は、区役所等からその旨、事業所に対し通知します。該当となる場合は、改めて通知はいたしませんので、引き続き支給の手続きをお願いします。



(2) 「自立訓練」又は「就労移行支援」の新規支給決定の方（身体障害者）

ア 支給開始日が令和2年3月31日以前の場合

- 区役所等において、新規の更生訓練費の判定を行い、該当となる場合は、事業所に対し通知しますので、更生訓練費支給の手続きを行ってください。

イ 支給開始日が令和2年4月1日以降の場合

- 令和元年度末にて事業廃止となっているため、更生訓練費の判定は行いません。

3 その他

令和元年度中に、区役所等より支給対象者である旨、通知のあった利用者のうち、更生訓練費支給の手続きを行っていない方がみえましたら、至急障害者支援課までご相談ください。

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課施設事業係 金森
電話:972-3097 FAX:972-4149
E-mail:a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp